

低所得者・子育て世帯に プレミアム付商品券を販売します

消費税率の引き上げにともなう影響を緩和するため、プレミアム付商品券を販売します。なお、商品券の販売開始は10月、使用期限は2月末を予定しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【購入対象者】

- ① 令和元年度の住民税非課税者。ただし、課税者に扶養されている場合等や生活保護受給者は除く。
- ② 3歳未満の子ども（平成28年4月2日～令和元年9月30日生）がいる世帯の世帯主

※①に該当し商品券の購入を希望する方は、事前に引換券交付申請が必要になります。

住民税非課税者には8月に申請書を送付します。

【商品券】 1人につき最大2万5千円分を2万円で販売（商品券は5,000円単位で購入可能）
※3歳未満の子どもがいる場合は、その人数分購入できます。

【配偶者からの暴力を理由に避難している方へ】

事前に申し出をすれば住民票がなくても神崎町から購入引換券の交付を受けられる場合があります。まちづくり課企画係に早めにご相談ください。

申請から使用までの流れ

1 申請する（非課税者分のみ） 8月～11月
※子育て世帯分については申請不要
申請書に必要事項を記入して、提出してください。

2 商品券の購入引換券が届く 9月中旬
非課税者分については申請書記載の住所に、子育て世帯分については住民票記載の住所に購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する
町が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し、商品券を購入して下さい。
（購入可能期間：令和元年10月～令和2年2月頃）

4 商品券を使用する
商品券は神崎町内の使用可能店舗（これから募集）でご使用下さい。

▶ 問合せ まちづくり課 ☎2114

年金だより

国民年金の保険料は16,410円（令和元年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除または一部免除（一部納付）制度」をご利用ください。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

一部納付制度は、一部免除された保険料を納付しない場合、未納と同じとなるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。

また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず一部保険料を納付してください。なお、2年1ヶ月前まで遡及して免除申請をすることができます。

申請は、町民課国保年金係（☎2113）までお願いします。

神崎町の町政を担う

椿 等氏 神崎町長に就任

神崎町長選挙の投票が6月23日⑩に行われ、即日開票された結果、椿 等氏が当選しました。

今回の選挙は、町議会から3名の現職議員が立候補し、投票率は70.38%となりました。開票結果は次のとおりです。

なお、新町長の任期は令和元年6月23日から令和5年6月22日までの4年間です。

▶ 候補者別得票数

	候補者氏名	党派	得票数
当 選	椿 等	無所属	2,102票
	高橋 正剛	無所属	1,046票
	宝田 久元	無所属	485票
有効投票数 3,633票、無効投票数 28票			